



認定対象となる 新商品を募集します



下関市では、「新商品」の生産により新たな事業分野の開拓を図ろうとする中小企業者を支援するため、市が認定した中小企業者が生産した「新商品」について、随意契約により購入できる制度を設けています。

このたび、認定の対象となる「新商品」を以下のとおり募集します。

認定された商品については、市のホームページで公表し広く周知しますので、皆様の積極的な申請をお待ちしています。是非ともご申請ください。

募集期間 令和7年10月27日（月）～令和7年11月28日（金）

項 目	内 容
認定の メリット	1. 認定後は、市が当該「新商品」を購入する際、通常の競争入札によらず、随意契約による購入が可能となります。 ※ただし、認定自体が「新商品」の購入を担保するものではありません。 2. 認定を受けた「新商品」は、市のホームページに掲載して周知を図ります。
対象となる 「新商品」	認定の対象となる「新商品」は、次の全てを満たす商品（物品に限ります。）です。 1. 市内に主たる事業所を有する中小企業者が企画し、又は開発した商品であること。 2. 認定の申請時において既に市内で販売されていること。 3. 市の機関が調達している品目であること、又は市の機関における用途が見込まれること。 4. 商品化後おおむね10年以内の物品であること。 5. 市内で類似の商品が生産され、又は販売されていないと認められる商品であること。 6. 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。 7. 「新商品」の生産方法並びに生産に必要な資金の額及びその調達方法が、事業を確実に実施するために適切なものであること。

（裏面につづく）

随意契約が可能になる契約の対象	市が「新商品」（物品）を直接購入する契約であり、役務、業務委託、賃貸借、工事請負等の契約は本制度による随意契約の対象ではありません。
申請方法	申請される方は、次の書類を持参、メール又は郵送にて下関市産業振興課まで提出してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の配達記録が確認できる方法で行ってください。また、メールの場合は、申請受付後、市から受付メールを送信しますので、もし数日経っても受付メールが届かないときは必ず下関市産業振興課にご連絡ください。 1. 認定申請書 2. 会社定款及び登記簿謄本 3. 直近2営業期間の決算書類(貸借対照表及び損益計算書) 4. 市税を滞納していないことを証明する資料 5. 「新商品」に関する資料（パンフレット等）
審査・認定	書類審査後、令和8年1月下旬頃に審査会を行います。審査会では、プレゼンテーションを実施していただく予定です。認定の可否決定は、2月上旬頃を予定しています。 ※「新商品」の認定を受けた者に対し認定証を交付します。 なお、認定期間は、「認定日から2年を経過した日の属する年度の末日まで」となります。
そ の 他	「新商品」の認定を受けた者は、下関市の物品売買・修繕の競争参加資格の登録が必要となります。
提出先・問合せ先	郵便番号 : 750-0006 所 在 地 : 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階 下関市産業振興部産業振興課 工業係 電話番号 : 083-232-7214 ファクス : 083-235-0910 ㊟ : business-support@city.shimonoseki.yamaguchi.jp ※開庁時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで